

<p style="text-align: center;">浦东新区人民政府关于印发《浦东新区“十三五”期间促进总部经济发展财政扶持办法》的通知 浦府[2017]132号</p> <p>区政府各委、办、局，各开发区管委会，各直属公司，各街道办事处、镇政府：</p> <p>现将《浦东新区“十三五”期间促进总部经济发展财政扶持办法》印发给你们，请认真按照执行。</p> <p style="text-align: right;">上海市浦东新区人民政府 2017年7月12日</p> <p style="text-align: center;">浦东新区“十三五”期间 促进总部经济发展财政扶持办法</p> <p>第一条 为紧紧围绕创新驱动、转型发展，有效推进上海“四个中心”和具有全球影响力的科创中心核心功能区建设，促进中国(上海)自由贸易试验区发展，鼓励内外资企业和国际组织(机构)在浦东新区设立总部，加强各类总部集聚，促进总部各项功能持续发展，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称总部包括新落户总部和现有总部。 新落户总部，是指2016年1月1日(含)以后在浦东新区设立的跨国公司地区总部、大企业总部、营运总部、区域性总部、高成长性总部和国际组织(机构)地区总部。 现有总部，是指2016年1月1日以前在浦东新区设立且存续至今的跨国公司地区总部、大企业总部、营运总部、区域性总部。</p> <p>第三条 跨国公司地区总部须取得上海市商务委员会根据《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》(沪府发[2017]9号)的认定批复。</p> <p>所称跨国公司地区总部，是指在境外注</p>	<p style="text-align: center;">浦東新区人民政府：《浦東新区「十三五」期間の本部經濟發展促進の財政支援弁法》印刷・公布に関する通知 浦府[2017]132号</p> <p>区政府各委員会・弁公室・局、各開發区管理委員会、各直属公司、各行政機関事務所・鎮政府：</p> <p>ここに、《浦東新区「十三五」期間の本部經濟發展促進の財政支援弁法》を印刷・公布するので、真摯に参照して執行されたい。</p> <p style="text-align: right;">上海市浦東新区人民政府 2017年7月12日</p> <p style="text-align: center;">浦東新区「十三五」期間の 本部經濟發展促進の財政支援弁法</p> <p>第一条 刷新駆動・モデルチェンジおよび発展を軸として、上海の「4つのセンター」およびグローバル影響力を有する科学技術刷新センターのコア機能区の建設を有効に推進し、中国(上海)自由貿易試験区の発展を促進し、内外資企業および国際組織(機関)による浦東新区における本部設立を奨励し、各種本部の集約を強化し、本部各機能の持続的発展を促進するため、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 本弁法でいう本部とは、新規本部および既存本部を含む。 新規本部とは、2016年1月1日(当日を含む)以降に浦東新区に設立された多国籍企業地域本部・大企業本部・運営本部・区域性本部・高成長性本部および国際組織(機関)地域本部を指す。 既存本部とは、2016年1月1日以前に浦東新区に設立され、かつ現在まで存続している多国籍企業地域本部・大企業本部・運営本部・区域性本部を指す。</p> <p>第三条 多国籍企業地域本部は、上海市商務委員会の《上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定》(滬府発[2017]9号)に基づく認定・批准回答を取得しなければならない。 多国籍企業地域本部とは、国外で登記し</p>
---	---

<p>册的母公司在本市设立，以投资或授权形式对在一个国家以上区域内的企业履行管理和服</p> <p>务职能的唯一总机构。跨国公司须以外商独资的投资性公司、管理性公司等具有独立法人资格的企业组织形式在本市设立地区总部。认定标准按照《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》(沪府发[2017]9号)相关规定。</p> <p>申请认定地区总部，应当符合下列条件：</p> <p>(一)须为具有独立法人资格的外商独资企业。</p> <p>(二)母公司的资产总额不低于4亿美元。服务业领域企业设立地区总部的，母公司资产总额不低于3亿美元。</p> <p>(三)母公司已在中国境内投资累计缴付的注册资本总额不低于1000万美元，且母公司授权管理的中国境内外企业不少于3个；或者母公司授权管理的中国境内外企业不少于6个，基本符合前述条件，并为所在地区经济发展做出突出贡献的，可酌情考虑认定。</p> <p>(四)注册资本不低于200万美元。</p> <p>第四条 大企业总部、营运总部、区域性总部、高成长性总部、国际组织(机构)地区总部由浦东新区认定，具体认定由浦东新区商务委员会和浦东新区财政局牵头，会同相关部门共同认定。</p> <p>(一)所称大企业总部，须满足下列条件：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 母公司总资产不低于28亿元人民币； 2. 申请前一年或申请当年销售额超过10亿元人民币(含10亿元)； 3. 申请前一年或申请当年年度经济贡献超过5000万元人民币(含5000万元)； 4. 在全国范围内投资或者授权管理的企业不少于3家，其中至少有1家是跨省企业。 	<p>た親会社が当市で設立し、投資あるいは授権の形式で一つの国家以上の区域内の企業に対して管理およびサービス機能を履行する唯一の総機構を指す。多国籍企業は、外商独资の投資性公司・管理性公司などの独立法人資格を有する企業組織の形態により、当市に地域本部を設立しなければならない。認定基準は、《上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定》(滬府発[2017]9号)の関連規定に従わなければならない。</p> <p>地域本部の認定を申請する場合、以下の条件に合致していなければならない：</p> <p>(一) 独立法人資格を有する外商独資企業であること。</p> <p>(二) 親会社の資産総額が4億米ドルを下回らないこと。サービス業分野の企業が地域本部を設立する場合、親会社の資産総額が3億米ドルを下回らないこと。</p> <p>(三) 親会社がすでに中国国内で投資しており、累計の払込登録資本総額が1,000万米ドルを下回らず、かつ親会社が管理を授権する中国国内外の企業が3社を下回らないこと；あるいは親会社が管理を授権する中国国内外の企業が6社を下回らないこと。前述の条件に基本的に合致しており、所在地区の経済発展のために際立って貢献している場合、事情を考慮して認定してよい。</p> <p>(四) 登録資本が200万米ドルを下回らないこと。</p> <p>第四条 大企業本部・運営本部・区域性本部・高成长性本部および国際組織(機関)地域本部は浦东新区が認定し、具体的な認定は浦东新区商務委員会および浦东新区财政局が主導し、関連部門と共同で認定する。</p> <p>(一) 大企業本部は、以下の条件を充足しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 親会社の総資産が28億人民元を下回らないこと； 2. 申請前年あるいは申請当年の売上額が10億人民元(10億元を含む)を超過していること； 3. 申請前年あるいは申請当年の年間経済貢献が5,000万人民元(5,000萬元を含む)を超過していること； 4. 全国範囲内で投資するあるいは管理の授権を受けた企業が3社を下回らず、このうち少なくとも1社は省を跨ぐ企業であること。
---	---

<p>(二) 所称营运总部(含内外资), 须满足下列条件:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申请前一年或申请当年销售额超过5亿元人民币(含5亿元); 2. 申请前一年或申请当年年度经济贡献超过4000万元人民币(含4000万元); 3. 具有以下业务中的一种或多种: 商品采购、分拨、销售和结算; 生产研发和产品销售; 服务及服务贸易; 资金管理等; 4. 获得总部授权, 在浦东新区承担总部在中国区、亚太区或更大区域范围内上述业务的整合及运营职能。 <p>(三) 所称区域性总部(含内外资), 须满足下列条件:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申请前一年或申请当年销售额超过5亿元人民币(含5亿元), 投资类企业或研发类企业除外; 2. 申请前一年或申请当年年度经济贡献超过3000万元人民币(含3000万元); 3. 具有全国性或区域性营运、结算、管理、研发等一项或多项职能; 4. 在管理区域内投资或者授权管理的企业不少于3家, 其中至少有1家是跨省或跨区企业。 <p>(四) 所称高成长性总部(含内外资), 须满足下列条件:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申请前一年或申请当年年度经济贡献超过800万元人民币(含800万元); 2. 在所从事业务领域拥有核心技术知识产权(企业自主研发或授权均可), 申请前一年用于企业研发经费不低于当年营业收入的5%; 或具有全新的商业模式, 有良好的业绩表现, 具有可持续发展能力, 已至少获得PE公司C轮融资; 或提供审计、会计、人力资源、检验检测、认证等专业社会服务, 有利于推进浦东新区法治化、国际化、便利化营商环境建设, 在国际国内有较高知名度; 	<p>(二) 運営本部 (内外資を含む) は、以下の条件を充足しなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請前年あるいは申請当年の売上額が5億人民元 (5億元を含む) を超過していること; 2. 申請前年あるいは申請当年の年間経済貢献が4,000万人民元 (4,000万元を含む) を超過していること; 3. 以下の業務のうち一種類あるいは複数種類を有すること; 製品仕入・分配・販売および決済; 生産・研究開発および製品販売; サービスおよびサービス貿易; 資金管理など; 4. 本部からの授權を取得して、浦東新区において本部の中国エリア・アジア太平洋エリアあるいは更に大きなエリア範囲内の上述の業務の統合および運営機能を担っていること。 <p>(三) 区域性本部 (内外資を含む) は、以下の条件を充足しなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請前年あるいは申請当年の売上額が5億人民元 (5億元を含む) を超過していること。投資類企業あるいは研究開発類企業は除く; 2. 申請前年あるいは申請当年の年間経済貢献が3,000万人民元 (3,000万元を含む) を超過していること; 3. 全国あるいは区域的な運営・決済・管理・研究開発などの一項目あるいは複数項目の機能を有すること; 4. 管理区域内において投資するあるいは管理の授權を受けた企業が3社を下回らず、このうち少なくとも1社は省あるいは区を跨ぐ企業であること。 <p>(四) 高成長性本部 (内外資を含む) は、以下の条件を充足しなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請前年あるいは申請当年の年間経済貢献が800万人民元 (800万元を含む) を超過していること; 2. 従事する業務分野において中核技術の知的財産権を有し (企業の自社研究開発あるいは授權いずれも可)、申請前年に企業の研究開発に用いた経費が当年の営業収入の5%を下回らないこと; あるいは斬新なビジネスモデルを有し、良好な業績があり、持続可能な発展能力を備え、少なくともプライベート・エクイティ会社の第3次投資 (Pre-IP0 投資) を取得済であること; ある
--	--

<p>3. 企业管理层和主要管理营运团队常驻浦东新区；</p> <p>4. 投资或者授权管理的企业或分支机构不少于3家，其中至少有1家跨省或跨区；</p> <p>5. 符合浦东新区产业发展导向；</p> <p>6. 企业属于行业龙头企业(行业排名前50强)，或投资方属于财富全球500强、中国企业500强、中国民营企业500强，在认定时可获得优先考虑。</p> <p>(五) 所称国际组织(机构)地区总部，是指知名国际组织(机构)在浦东新区设立的外国非企业经济组织代表机构，以授权形式在一个国家及以上的区域内履行管理和服务职能的唯一总机构，需满足下列条件：</p> <p>1. 依法设立的外国非企业经济组织代表机构；</p> <p>2. 受其所属的国际组织(机构)总部授权，在中国或更大区域开展活动，履行管理和服务职能；</p> <p>3. 首席代表常驻浦东新区。</p> <p>第五条 在浦东新区范围内设立的总部，工商注册地和税收户管地在浦东新区的，经认定，适用本办法。</p> <p>第六条 本办法所称企业对浦东新区的贡献程度，是指综合考虑企业发展的实际需求、经济贡献、科技创新、促进就业、节能减排、社会诚信和安全生产等因素，并经企业贡献度评价指标体系综合考核评定。</p> <p>第七条 本办法所称个人对浦东新区的贡献程度，是指综合考虑总部人才引进和培育的实际需求、经济贡献、科技创新、社会</p>	<p>いは監査・会計・人事・検査測定・認証などの専門的サービスを提供し、浦東新区の法治化・国際化・利便化されたビジネス環境構築の推進に有利であり、国外・国内において比較的知名度が高いこと；</p> <p>3. 企業の管理層および主要管理運営グループが浦東新区に常駐していること；</p> <p>4. 投資するあるいは管理の授権を受けた企業あるいは分支機構が3社を下回らず、このうち少なくとも1社は省あるいは区を跨ぐこと；</p> <p>5. 浦東新区の産業発展指向に合致していること；</p> <p>6. 企業が業界のリーダー企業であること(業界ランキング上位50社)、あるいは投資側がフォーチュングローバル500強・中国企業500強・中国民間企業500強である場合、認定時に優先的に考慮してよい。</p> <p>(五) 国際組織(機関)地域本部とは、著名な国際組織(機関)が浦東新区に設立した外国非企業経済組織の代表機関であり、授権の形式で一つの国家以上の区域内において管理およびサービス機能を履行する唯一の総機構を指す。以下の条件を充足しなければならない：</p> <p>1. 法に基づき設立された外国非企業経済組織の代表機関であること；</p> <p>2. その所属する国際組織(機関)本部の授権を受けて、中国あるいはさらに大きな区域で活動し、管理およびサービス機能を履行していること；</p> <p>3. 首席代表が浦東新区に常駐していること。</p> <p>第五条 浦東新区範囲内において設立された本部について、工商登記地および税収管轄地が浦東新区にある場合、認定を経て、本弁法を適用する。</p> <p>第六条 本弁法でいう企業の浦東新区に対する貢献度とは、企業の発展を総合的に考慮するに当たっての実際ニーズ・経済貢献・科学技術刷新・就業促進・省エネおよび排出削減・社会的信用および安全生産などの要素を指し、企業貢献度評価指標体系を経て総合的に考査・評定する。</p> <p>第七条 本弁法でいう個人の浦東新区に対する貢献度とは、人材誘致および育成を総合的に考慮するに当たっての実際ニ</p>
--	--

服务、职业操守和遵纪守法等因素，并经人才贡献度评价指标体系综合考核评定。

第八条 新落户的跨国公司地区总部，根据综合考核评定的企业(含员工整体)对浦东新区的贡献程度，可在五年内每年获得一定奖励；

新落户的大企业总部、营运总部、区域性总部，根据综合考核评定的企业对浦东新区的贡献程度，可在五年内每年获得一定奖励；

新落户的高成长性总部，为积极鼓励其快速成长、做大做强，可获得不超过三年的培育期。根据其综合考核评定的企业对浦东新区的贡献程度，可在培育期内每年获得一定奖励。鼓励高成长性总部在符合相关条件的前提下，升格成为更高级别的总部企业。

第九条 积极吸引国际组织(机构)集聚以优化整体总部经济营商环境。新落户的国际组织(机构)地区总部，根据其等级规模可获得一次性奖励，最高不超过400万元。

第十条 新落户的大企业总部、营运总部、区域性总部、高成长性总部的高管人员和国际组织(机构)地区总部的首席代表，按其个人对浦东新区的贡献程度，可在一定年限内获得重点奖励；大企业总部、营运总部、区域性总部、高成长性总部的中层管理人员和专业人员，按其个人对浦东新区的贡献程度，可在一定年限内获得一定奖励。

总部高管人员，是指由投资方委派，在总部担任董事长、副董事长、总经理、副总经理、总监及相当于上述级别的高级管理人员。中层管理人员，是指在总部担任高管职务以下、部门副职及以上的人员。专业人员，是指除上述高管人员和中层管理人员外，拥有三年以上(含三年)行业从业经验的总部在职正式员工。国际组织(机构)地区总部首席代表，需由国际组织(机构)全球总部委派。

ズ・経済貢献・科学技術刷新・社会サービス・職業倫理および法令遵守などの要素を指し、人材貢献度評価指標体系を経て総合的に審査・評定する。

第八条 新規の多国籍企業地域本部は、総合的に審査・評定した企業（従業員全体を含む）の浦東新区に対する貢献度に基づき、5年間は毎年一定の奨励を取得することができる；

新規の大企業本部・運営本部・区域性本部は、総合的に審査・評定した企業の浦東新区に対する貢献度に基づき、5年間は毎年一定の奨励を取得することができる；

新規の高成長性本部は、その迅速な成長・増大増強を積極的に奨励するため、3年を超過しない育成期を取得することができる。総合的に審査・評定した企業の浦東新区に対する貢献度に基づき、育成期間内は毎年一定の奨励を取得することができる。高成長性本部が関連条件に合致するとの前提の下、さらに等級の高い別の本部企業に昇格させることを奨励する。

第九条 国際組織（機関）を積極的に誘致して集約し、全ての本部経済・ビジネス環境を合理化する。新規の国際組織（機関）地域本部は、その等級・規模に基づき一括で奨励を取得することができ、これは最高で400万元を超過しない。

第十条 新規の大企業本部・運営本部・区域性本部・高成長性本部の高級管理者および国際組織（機関）地域本部の首席代表は、その個人の浦東新区に対する貢献度に基づき、一定の年限内で重点奨励を取得することができる；大企业本部・運営本部・区域性本部・高成長性本部の中間管理者および専門員は、その個人の浦東新区に対する貢献度に基づき、一定の年限内で一定の奨励を取得することができる。

本部の高級管理者とは、投資側が委任・派遣し、本部にて董事長・副董事長・総経理・副総経理・総監を務める、および上述のランクに相当する高級管理者を指す。中間管理者とは、本部にて高級管理者の職務以下・部門の次席以上を務める人員を指す。専門員とは、上述の高級管理者および中間管理者を除き、3年以上（3年を含む）の業種への従事経験を有する本部に在職する正社員を指す。国際組織（機関）地域本部の

<p>第十一条 大企业总部、营运总部、区域性总部，如其主要股东发生股权转让一次性交易，根据股权转让一次性交易所形成的对浦东新区的贡献程度，可获得一定奖励，该项奖励拨付至总部公司账户。</p> <p>第十二条 鼓励现有总部扩大规模、发挥功能、提升能级。浦东新区商务委员会和浦东新区财政局根据现有总部承担的总部功能、对浦东新区的经济贡献情况，并结合企业申请认定时规划的经济指标的完成情况等予以复核。原则上，申请复核时企业对浦东新区的经济贡献应不低于认定时企业对浦东新区的经济贡献。</p> <p>经复核，现有跨国公司地区总部，根据企业(含员工)对浦东新区的贡献程度，可在一定年限内获得一定奖励。现有大企业总部、营运总部、区域性总部，根据企业对浦东新区的贡献程度，可在一定年限内获得一定奖励。现有大企业总部、营运总部、区域性总部高管人员、中层管理人员和专业人员按其个人对浦东新区的贡献程度，可在一定年限内获得一定奖励。鼓励现有总部企业在符合相关条件的前提下，升格成为更高级别的总部企业。</p> <p>第十三条 新认定的总部，如认定时涉及对浦东新区现有企业进行合并整合的，仅基于其对浦东新区增量贡献部分享受相应奖励。</p> <p>原有企业，在2016年1月1日(含)以后取得上海市商务委员会跨国公司地区总部认定批复的，或在2016年1月1日(含)以后取得浦东新区大企业总部、营运总部、区域性总部、高成长性总部认定的，其对浦东新区增量贡献部分，可比照新落户的相应总部类型获得奖励；存量贡献部分，可按照不超过其认定前的政策力度执行。</p>	<p>主席代表は、国際組織（機関）のグローバル本部が委任・派遣しなければならない。</p> <p>第十一条 大企業本部・運営本部・区域性本部について、その主要株主に持分譲渡による一度限りの取引が生じた場合、持分譲渡の一度限りの取引により生じた浦东新区に対する貢献度に基づき、一定の奨励を取得することができ、当該奨励は本部の企業口座に支給する。</p> <p>第十二条、既存本部の規模拡大・機能發揮・機能向上を奨励する。浦东新区商務委員会および浦东新区财政局は、既存本部が担う本部機能・浦东新区に対する経済貢献状況に基づき、企業が認定申請時に計画した経済指標の完了状況などを踏まえ、再審査する。原則、再審査を申請した際の企業の浦东新区に対する経済貢献は、認定時の企業の浦东新区に対する経済貢献を下回ってはならない。</p> <p>再審査を経て、既存の多国籍企業地域本部は、企業（従業員を含む）の浦东新区に対する貢献度に基づき、一定の年限内で一定の奨励を取得することができる。既存の大企業本部・運営本部・区域性本部は、企業の浦东新区に対する貢献度に基づき、一定の年限内で一定の奨励を取得することができる。既存の大企業本部・運営本部・区域性本部の高級管理者・中間管理者および専門員は、その個人の浦东新区に対する貢献度に基づき、一定の年限内で一定の奨励を取得することができる。既存の本部企業が関連条件に合致しているとの前提の下、さらに等級の高い別の本部企業に昇格させることを奨励する。</p> <p>第十三条 新たに認定した本部について、認定時に浦东新区の既存企業に対して合併統合を行っていた場合、浦东新区に対する貢献の増加部分に限り、相応の奨励を享受する。</p> <p>既存企業が、2016年1月1日（1日を含む）以降に上海市商務委員会の多国籍企業地域本部の認定批准返答を取得した場合、あるいは2016年1月1日（1日を含む）以降に浦东新区の大企業本部・運営本部・区域性本部・高成长性本部の認定を取得した場合、その浦东新区に対する貢献の増加部分は、新規の場合と相応する本部類型を参照して奨励を取得することができる；既存</p>
--	---

<p>第十四条 附則</p> <p>(一) 对既适用上级机关相关扶持规定, 又适用本办法的, 一律先执行上级机关规定, 执行后与本办法相比不足部分, 可补充执行。同一扶持对象在选择区级不同类型的财政扶持政策时可从优, 但不得重复或同时享受。</p> <p>(二) 本办法实施过程中如遇国家或上海市颁布新规定, 则按新规定执行; 浦东新区已颁布的规定与本办法不一致的, 以本办法为准。</p> <p>(三) 凡被相关部门列入失信名单的企业或个人, 不得享受相关的优惠政策,</p> <p>(四) 本办法自2017年8月12日起施行, 至2020年12月31日止。本办法政策所涉奖励自2016年1月1日起执行发放。</p>	<p>の貢献部分は、その認定前の政策程度を超過せずに執行することができる。</p> <p>第十四条 附則</p> <p>(一) 上級機関の関連支援規定を適用し、本弁法も適用する場合、一律、上級機関の規定を先に執行し、執行後に本弁法と比較して不足する部分を補足して執行することができる。同一の支援対象が区級の異なる種類の財政支援政策を選択した場合は優遇されるが、重複してあるいは同時に享受してはならない。</p> <p>(二) 本弁法の実施過程において国家あるいは上海市が新たな規定を公布した場合、新规定に基づき執行する; 浦東新区が公布済の規定が本弁法と一致しない場合、本弁法に準じる。</p> <p>(三) 関連部門により信用喪失リストに列記された企業あるいは個人は、関連する優遇政策を享受してはならない。</p> <p>(四) 本弁法は、2017年8月12日より施行し、2020年12月31日までとする。本弁法の政策に関する奨励は、2016年1月1日より執行・交付する。</p>
---	---